

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第14回） 議事要旨

1. 日時

令和4年11月11日（金）13時00分～14時34分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

（1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、森川構成員、山本龍彦構成員、山本隆司構成員

（2）オブザーバー

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟

（3）総務省

竹内総務審議官、鈴木総括審議官、小笠原情報流通行政局長、山碕大臣官房審議官、林同局総務課長、飯倉同局放送政策課長、翁長同局放送技術課長、松井同局地上放送課長、安東同局衛星・地域放送課長、井田同局情報通信作品振興課長、鎌田同局国際放送推進室長、後白同局放送政策課外資規制審査官、岸同局放送政策課企画官、西室同局放送技術課技術企画官、福田同局地上放送課企画官、金子同局地域放送推進室長、平野同局地域放送推進室技術企画官、向井同局コンテンツ海外流通推進室長

4. 議事要旨

（1）今後のスケジュールについて

事務局より、資料14-1に基づき、説明が行われた。

（2）放送事業者等との意見交換の結果報告

事務局より、資料14-2に基づき、説明が行われた。

（3）質疑応答

各構成員から以下の通り発言があった。

【伊東座長代理】

伊東でございます。貴重な情報をどうもありがとうございました。キー局から関東一円で伝送設

備等の保守・監視・更新業務等を請け負っておられるJDSへのヒアリングについて、以前伺ったことを思い出していたのですが、今回意見交換を実施されたテレコムサービスさんは、送信アンテナも含めて親局の主要な設備を自ら保有されているとのこと、存じ上げませんでしたので、これには少々驚いている次第です。JDSの3分の2程度の従業員を抱えている一方で、関東広域エリアと比べればサービスエリアもかなり小さい長崎県において、毎年きちっと利益を上げておられる。この理由でございますが、やはり保有している親局等の設備からの賃貸料収入が大きいということなのではないでしょうか。

また、親局以外の中継局やミニサテ局の維持管理も請け負っておられるようですが、それらの設備等もテレコムサービスさんが保有しているのでしょうか。もしそうなら、事実上のハード・ソフト分離が既に実現されている、かなり希少な例になるのかなあと少々驚きを持って、今日は教えていただきました。分かる範囲でお答えいただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

【飯倉放送政策課長】

伊東先生、ありがとうございます。おっしゃるとおりでして、保守管理の費用プラス賃料があります。親局に関しては、テレコムサービスさんのほうで保有されております。ですので、その賃料というのが純利益を上げているというところの後押しにはなっているのではないかと思います。他方で、工事についても一定程度あるみたいですが、これは年度年度で変わってくるわけですが、JDSさんも同じようなことをおっしゃってございました。工事についても一定程度請け負うことによって、しっかり利益を出すという利益構造なのかなと考えております。

あと、ハードの話ですが、細かく御説明できていませんでしたが、テレコムサービスさんが持っておられるのは親局だけになります。ですので、親局以外の大規模局、小規模局、ミニサテ局に関しては、それぞれの放送局さんがお持ちで、テレコムサービスさんは、保守管理の委託を受けているということになっていると聞いております。

【伊東座長代理】

ありがとうございました。今までこの検討会で想定していた分離の方法は、ミニサテを含めた小規模な中継局等を放送事業者の皆さんで共同保有してもらおう、そういう方向だったと思うのですが、それとは逆の例なので、そういう方法もあったのか、いろいろあるのだなということで、勉強になりました。

今後も、小規模局等まで保有されるつもりはあまりないということなのではないでしょうか。

【飯倉放送政策課長】

ありがとうございます。この点はまさに2ページ目の上から四つ目のポツですね。ネットワーク設備をこれ以上持つには資本だったり利益剰余金がないといけないので、そこまではなかなか難しそうだというお話でして、こういったものをローカルで持って行くにはエネルギーが要る。逆に言うと、もうちょっと大きな資本がないと難しいのではないかという御示唆をいただいております。

【落合構成員】

御説明、ありがとうございます。先ほど伊東先生もおっしゃられていた、こういう事例もあり、いろいろな連携の仕方があるということで、大変参考になりました。その中でNHKとも協力して行われていることもあって、これによってプラスになっていることもあると伺いましたが、お互い、工事を行うだけでなく、例えば、技術協力やいろいろなメンテナンスにおいてもプラスになっているようなお話はありましたでしょうか。

【三友座長】

私から簡単に。あとは補足していただければと思いますが、実際に保守の点では、特に台風が来たりしたときに、五島の対策で人が詰めてなきやいけないのですけれども、それをNHKと交互にやったりして、共同体制で保守を進めている。災害対応ということでございますけれども、そういうようなお話は伺っております。

【飯倉放送政策課長】

工事の請負に関しまして、平準化という観点から、一つの工事をテレコムサービスさんだけでやらずに、一定程度集中したときにはNHKテクノロジーさんをお願いする。また、逆もしかりというふうに、局に応じて規模の適正化・平準化を行っているというのも、一つ要因としてはあるのかと思いました。

(4) ワーキンググループ・作業チームでの検討状況について

ワーキンググループ、作業チームより、資料14-3及び資料14-4に基づき、説明が行われた。

(5) 制度見直しに向けた検討状況について

事務局より、資料14-5に基づき、説明が行われた。

(6) 意見交換

各構成員から以下のとおり発言があった。

【落合構成員】

御説明、ありがとうございます。非常に充実した内容で、各ワーキング等での検討が進んでいることを改めて御報告いただき、ありがとうございます。

私からは、4点ほど申し上げたいと思います。1点目は、ブロードバンド代替についてです。着実に議論を進めてきておりまして、今後の進展ということで、次第に光が見えてきているのではないかと思います。今日御報告いただいた五島列島のお話というのは、また違う形で興味深い話ではあったとは思いますが、様々な形で設備面を維持していけるような取組はいろいろ考え方があるということ踏まえ、しっかり整理していくことは、非常に大事ではないかと思っております。

2点目としましては、先ほど事務局から御説明いただきました、マスメディア集中排除原則に関する部分についてです。既に準備を進めていただいておりますので、私には規制改革推進会議にも入っておりますので、そちらのほうでも検討していたことを踏まえて進めていただいていることは、改めて感謝を申し上げたいと思います。今回整備された内容自体は、それはそれでいいように思っていますが、一方で、状況自体が今後またさらに変わっていくこともあると思います。そういった中で民放の方々からは、このマスメディア集中排除原則の点だけではないのだと思うのですが、具体的にこういう部分についてはより整理をしてもらいたいですが、こういう部分は新しく何がしか枠組みをつくってほしいですが、こういったことについてはぜひ積極的に出していただきたいと思います。一方で、総務省のほうもそういった業界の状況を踏まえて見直しを続けていただいて、一回直したからそれで終わりというわけではなく、引き続き、特に民放の方々新しい時代に対応できるように支援をし続けることが取組として大事ではないかと思っております。

第3点として、様々な議論を伺っている中で、公共放送ワーキングでもNHKの在り方などについても議論がされていると思います。設備共用の話でも、今日、三友座長にも御質問させていただきましたが、NHKと民放との協力の部分は、今後、インフラを維持していく側面でも出てくることを考えますと、全体の設備の維持・運営をしていくことに関する、公共放送の主体であるNHKの役割が増してきている部分があると思います。そこに対して社会的に意義を持っていく可能性が出てくるのでは、より一層強まる可能性があるように思います。

最後の点は、今日の御報告とは外れる部分がございますが、これまで設備を共用できるようにすること、インフラコストを抑えること、経営資源を効果的に使えるようにすることといった、ある意味、守りの施策の側面です。できる限り選択肢を増やす方向で議論してきたことだと思っております。一方

で、こういった様々な議論をする中で重要なこととして、特にローカル局の方などには、地域発の情報や、民放だからこそ作れるコンテンツをしっかりと増やしていくことがあると思います。そして、これがいろいろな方に届いていくような形にすることが大事だと思います。そういった意味では、前向きの施策として、国内向けのネット配信もそうですし、海外向けにネット配信を行っていくような場合に、国内で放送波を使ってコンテンツを流されていた場合と、また違った形のエコシステムを整備して、ノウハウもためていただいて、それに対しての支援もあることが大事ではないかと思います。ぜひ総務省のほうでも、コンテンツをネットの社会にも出していけるように、それを支援していくような施策も今後検討をしていただければと思います。その際には、放送局の方々もそうなんですけど、実際にコンテンツを作られている方は、その下請、委託先におられる制作会社であったり、個別のクリエイターであったりということもありますので、そういった方々も、金銭的な意味でも、社会的評価という意味でも、しっかり報われるような形での取組が形成できるようになると、より放送を起点とするデジタル社会でのよいエコシステムができていくのではないかと思いますので、ぜひそういった点は御検討をお願いいたします。

【奥構成員】

電通総研、奥です。2点、御質問をさせていただきます。

1点は、最初にご説明頂いた長崎の稲佐山の親局の件です。拝見すると、民放4局とFM局と稲佐山のテレコムサービスさんの持分というか資産の部分について、パラボラアンテナと送信装置については民放各社が保有しているということですが、これは費用の問題や役割分担など、どういった狙いでここで分かれたのでしょうか。普通に考えると、全部やっていただいて委託・受託の関係でやるとかということも可能だったと思います。この部分で分かれているところの御事情について、もしお分かりでありましたら教えていただきたいのが1点であります。

2点目は、ブロードバンド代替の今回の実証実験についてであります。ミニサテ局ということで、比較的ローカルエリアでの実験と推察します。集合型でやる場合はともかくとして、各家庭環境で行われる場合の実験について、20世帯、30世帯ぐらいを選ぶということですが、それぞれの対象世帯に、何人ぐらいお住まいか（若い方がいてとか、年配者の方だけいてとか）、あるいは、今回の実験はあくまでも各家庭の1台だけのテレビを対象にするのか、2台、3台ある人は2、3台目までそういうことをやるのかとかということをお伺いしたいです。また、アンケートも、世帯に対してお一人だけにお伺いするのか、住んでいる方全員にお伺いするのかについて詳細を教えてください。

【飯倉放送政策課長】

ありがとうございます。まず、1点目、長崎の事例に関してであります。どうしてパラボラアンテナと送信装置が民放さんが保有するところとして分岐点となったかという御質問だと思います。これは少し想像が入りますけれども、親局と中継局、もしくは中継局と中継局の間って、マイクロ回線などで結んでいると思います。そういう中継回線について一括して調達するために、恐らくそのエンドであるパラボラアンテナ、その他の中継局に向けてマイクロ波だったり中継回線を出していくところのパラボラアンテナ、ここは一体的に放送事業者のほうで契約をしたほうがいいんじゃないか。そして、それにつながる送信装置についてもローカル放送局さんのほうで直接契約をして設備を持っていたほうがいいのではないかという判断かなと思います。そういう意味で、逆にテレコムサービスさんのほうで持てるものは全て持たせることにしたということかなと思うのですが、少し想像が入りますので、現地の方にもう一度確認をして、改めて御回答をしたいと思います。

【情報通信総合研究所（水野主任研究員）】

改めまして、情報通信総合研究所の水野です。実証実験につきましての御質問について、回答させていただきます。

今ちょうど、協力世帯の募集が終わりまして、その対象の方の、今、伊東座長代理からお話がありました。どのような家族構成、世帯で何名お住まいですか、年齢については、細かくは聞いてないのですが、何十代の方だということについては聞いております。今回の調査対象のエリアといいますと、非常に高齢の方が多いいエリアになるのですが、実際に募集してくださっている方も、70代以上の高齢の方も非常に多くお申し込みいただいているような状況でして、調査全体の申し込み状況を反映しますと、事前に細かにそのエリアがどのような年齢構成になっているエリアかということについてのお調べまではできていないのですが、ほぼほぼ、デモグラフィックに沿ったような募集状況にあるのかなというふうに思っております。

もう一つ、御質問にありました実際の調査の詳細ですけど、世帯別に御覧いただく対象のテレビは、テレビを複数台お持ちであったとしても、よく御覧いただくテレビ1台だけを対象にしております。アンケートについては、世帯に何名かでお住まいであったとしても、お申し込みをいただいた御本人様を対象にアンケート・ヒアリングを取っていく予定でおります。

【林構成員】

御説明、ありがとうございました。事務局から御説明いただいたマス排に関する資料14-5について、先ほどの落合構成員の御発言とかぶるかもしれませんが、コメントあるいは確認的な

質問をさせていただければと思います。

ここで挙げられている改正事項案については、それ自体は検討会の取りまとめに基づくものですので異存はないわけですが、せっかくの機会ですので、その背景にある考え方あるいはフィロソフィーの部分について確認させていただけますと幸いです。今でもマス排において放送の地域性というのは重要な考慮要素で、その地域性確保のために県域免許ということを構造規制としてやり、かつ、マス排の規制をこれまでやってきているわけですが、放送の多様性、多元性、地域性といった放送の価値を守っていく上で一番大事なのは、比率それ自体を確保することそのものではなくて、その地域に求められる情報をいかに的確に出していくという「質」の観点かむしろ重要で、ただ、それを評価するのは現実問題として難しいので、代替的に数値的なものとして、例えば、2ページにも記載がございます自社制作番組比率ということが言及されるわけですが、その比率という数字が一人歩きして、何%だからいいとか悪いとかということが議論されることは、あまり望ましいことではないと、私自身はかねがね思っております。

同じように、ここで考えられているマス排の緩和も、それと地域性の確保ということとの関係が非常に重要になるわけですが、ただ、例えばここにある改正項目①との関係では、12という数字が重要ということではなくて、むしろ、今回、12都道府県という形での数値の比率を法的に義務づけることはやめるとということかと存じました。ただ、法的な義務づけは撤廃・緩和する一方で、今回の改正提案によって、放送事業者が地域に根づいたメディアとして、今後、安定的あるいは継続的にどう地域に届けられているかということを確認するために何をどういうふうに工夫すればいいのかという観点から、放送事業者側の自主的・自発的な努力目標というのは、今回のマス排緩和で、むしろ、より一層高くなったのではないかと理解しているのですが、そういった理解でよろしかったでしょうか、ということであります。と申しますのは、3ページや6ページの最初の丸の、今回検討を始める際その基礎になった20年前の「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」の折は、今回事務局資料において引用していただいた部分を拝見しておりますと、投資負担の軽減であるとか、経営のより一層の効率化であるとか、経営環境面にやや重点を置いた記載振りになっているようです。そうしますと、この研究会の取りまとめと今回の取りまとめとは、地域に根づいたメディアとしての放送のローカリズムの観点は今後も変わらず重要であるという基本線は同じですが、ただ、重点の置き方にはやや違いがあるのかなと感じるところですので、その点が若干気になったものですから、念のため確認させていただければと思います。

【森川構成員】

ありがとうございます。内容に関してのコメントというよりも、報告とかをお伺いして感じたこ

とを一言だけお話しさせていただきます。

ポイントはユニバーサルサービスになります。御案内のとおり、社会資本、鉄道とか、水道とか、道路、あるいは、電力、ガス、そういったものをサービスしている人たち、今、人口減少が急速に進行する中で大変なことになっているというのは、御案内のとおり。えいやで言うてしまうと、この背景にあるのはユニバーサルサービスだと思っていまして、これは、多くの人たちが認識はしているものの、まだまだ表立った声にはなっていないのかなと思っています。これだけ人口減少が進んでいくと限界に来ているというのは、多分、多くの方々の認識かなというふうに思っていまして、ユニバーサルサービスの定義とか範囲は、そもそも国とか時代によって異なるものですし、また、異なるべきものだというふうに思っております。国も中小都市のコンパクトシティ化を提唱していますが、コンパクトシティをやるのだったら、サービスエリアを限定するようなサービスの在り方というのも併せて議論をすべきだというふうに思っていますので、今回、お話を伺っていて、今回の制度検討会、ユニバーサルサービスに踏み込むのは大変だとは思いますが、議論するきっかけとしていい機会なのかなと思いました。そのため、少なくともコストについては客観的に精査していかなければいけないよねと。それと併せて、でき得るならば、ユニバーサルサービス自体の定義とか範囲に関しても意見交換できるといいなというふうに思いました。

【大谷構成員】

ありがとうございます。大谷です。御説明をお聞きして、既に結論が出ていることでもあります。隣接特例の創設時に、2004年の考え方として、地域性の確保ということに重点・価値を置いた考え方で隣接特例というのが設けられたということを改めて確認させていただきました。結論としては、認定放送持株会社方式を用いた場合の経営の選択肢の広さ・大きさということとバランスを取るためにも、この隣接特例で持株会社方式を選択しない会社にとって制約が大き過ぎるというアンバランスな状態にならないということはとても重要だと思っておりますので、たとえ隣接していなくてもという方向性でももちろん間違いはないと思っているのですが、そもそも、隣接性と地域性の確保というのは独立した話というか、別々のことですので、隣接していなくても地域性の確保が十分にできるのだというメッセージは残していかなければいけないのではないかと考えております。

今回の資料を見る限りでは、地域性の確保ということへの価値というのはどちらかというとトーンが弱まって見える部分があったかと思っておりますので、今後の制度の情報発信の中で地域性の確保という価値が損なわれてないということを伝えていく必要があると考えております。

【飯塚構成員】

ありがとうございます。2点、コメントをさせていただきます。

1点目は、公共性に関してとなります。アメリカでは、商業放送であれ、公共放送であれ、公共の利益に資するという条件に公共の電波を利用することを放送局に認める制度ということになっております。この公益的な義務というのは、地域の地元コミュニティーのニーズや関心に応える番組を放送することなどが含まれておりまして、これらの義務の履行状況を説明した公益義務ファイルというものを、FCC、規制当局に定期的に提出をいたしまして、オンラインで公開されるようになってきていると理解をしています。このような制度の目的というのは放送局の国民への説明責任という意味合いが強く、FCCが審査ないしは価値判断を下すというものではないため、表現の自由は守られているという整理になるかと思えます。また、イギリスにおきましては、公共サービス放送と指定された放送局は、イギリスの視聴者に対して、市民及び個人としてのニーズや関心に応えるように、質の高いテレビ番組を幅広く楽しめるようにすることが求められています。したがって、公共の利益とは市民の利益と消費者の利益に区別することができまして、それぞれの利益に資するように放送局が果たすべき公益的な義務が放送局ごとに定められているという整理になるかと思えます。日本におきましても、放送の公共性をどのように定義するのか。NHKであれ、民放であれ、共通して求められる公益的な義務とは何なのか。その上でさらに、NHKに特別に求められる公益的な義務というものは何なのかというのは、ある程度具体的に定義づけしておく必要があるのではないかと思われまます。

2点目は、NHKと民放との相互補完の関係強化です。大谷構成員が述べられておりました御意見に賛同いたします。また、今後、地上波とインターネットが一体不可分の事業領域として位置づけられることを踏まえますと、NHKと民放の相互補完の関係をさらに強化していくことが必要ではないかと思われまます。恐らく、日本の放送局にとって競合する相手とは、海外の大手ストリーミングプラットフォームと思われまます。こうした海外の大手ストリーミングプラットフォームとの健全な競争環境の下で、NHKと民放の相互補完の関係性をインターネット空間でも維持・強化していくことが、日本の放送産業の未来においては必要不可欠になってくるのではないかと思えます。

【飯倉放送政策課長】

ありがとうございます。特に林先生からいただいた、マス排の今回の考え方に関する公共の考え方についてという御質問、これは非常に難しいですが、御説明はちょっと飛ばしてしまいましたが、資料14-5の1ページ目の下に記載をしております検討会の取りまとめにおける記載ですが、「情報空間が放送以外にも広がる現在においては、マスメディア集中排除原則が、経営の選択肢を狭め、かえって多元性等を損なうことにもなり兼ねないといった部分がある」、ここが根底かなと思

ってしまして、つまり、放送事業者さんに期待されている役割を果たしていただくために、多元性もそうですけど、地域性の確保、こういったことをしっかりやってもらう。このための規制緩和をしたのだというのが、今回の大きな考え方かなと思っております。その部分、大谷先生からも御指摘ありましたが、そのような考え方がにじみ出ていないのじゃないかということかと思っておりますので、これからこの規制緩和について世の中に説明していくときに、その部分の説明をより手厚くしていきたいと思っております。

そのほかの点は、特に落合先生がおっしゃっていた、マス排についての、これからまだまだあるよねというお話は、そのとおりだと思いますので、事業者さんの御要望も踏まえて検討をしていきたいですし、あとは、最後に落合先生がおっしゃったコンテンツの話、これはまさに一番最初の議題で私から御説明したコンテンツの新しいワーキンググループでの議題かもしれませんが、この検討会でも扱っていただければと思っております。

森川先生のユニバーサルサービスについてのお話、飯塚先生のNHKさんと民放さんとの関係、この辺りもちゃんと踏まえて、これからもまだ検討会の議論はありますので、こちらでも御指摘を踏まえて検討にしていければと思っております。

【三友座長】

瀧構成員からは、制度見直しにつきまして、そのまま進めてくださいというメッセージを受けております。

(7) 閉会

事務局より、第15回会合については、別途構成員に案内する旨連絡があった。

(以上)